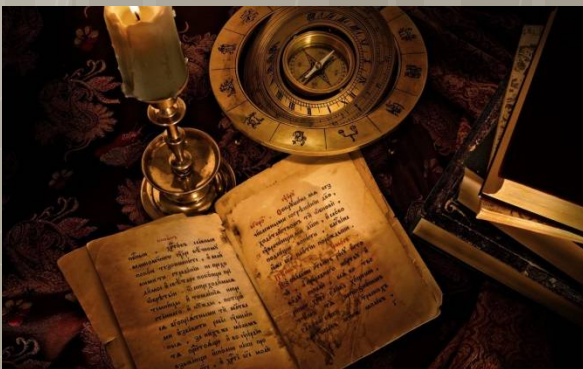


2017年11月号

『My-ラップ/オーナー』の  
貴方様に

## My-ラップ通信

My-ラップ通信は、My-ラップのオーナー様と、  
My-ラップ運用チームを繋ぐ架け橋です。  
毎月、お届けいたします。





- はじめに -

日頃より当社商品“SBIグローバル・ラップファンド(安定型／積極型)(愛称：My-ラップ)”をご愛顧頂き、ありがとうございます。

当月は10月の運用環境の背景と、コラムでは「改正銀行法がもたらす未来のサービス」をテーマにして、詳しくお話しいたします。

今後とも、グローバルでの投資環境、運用状況、トピックス等について説明いたしますので、未永いお付き合いを、よろしくお願い申し上げます。

平成29年11月

SBIアセットマネジメント My-ラップ運用チーム





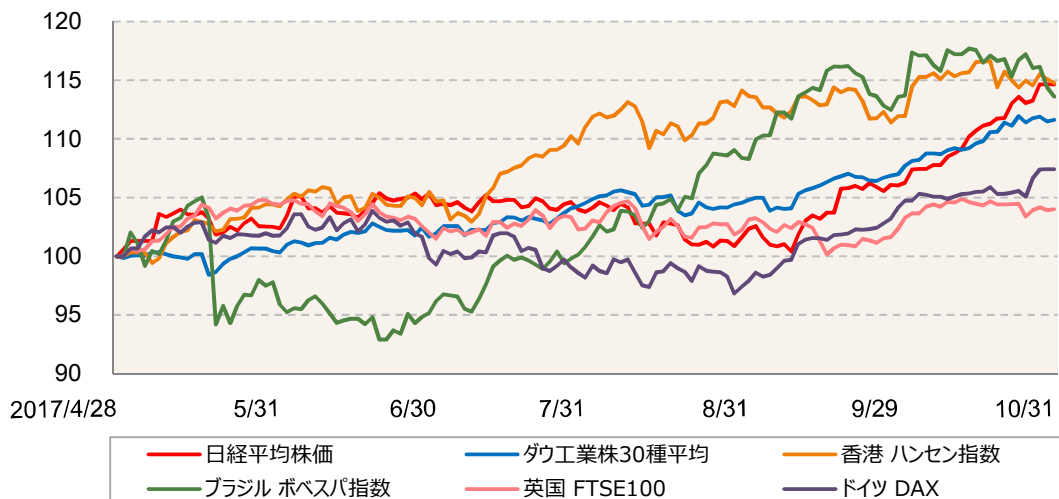
## - 10月の運用環境 -

米国では、前月末にトランプ政権及び共和党が、法人及び個人に対する減税を中核とする税制改革提案の詳細を公表しました。また、ハリケーンの影響はまだ残るものの、米景気の回復感が強まっていることを示すように比較的強い経済指標が相次ぎました。これらを受けて米国株式市場は堅調に推移しました。

欧州の景気は、引き続き堅調です。9月の購買担当者景気指数（PMI）は58.2と、前月（57.4）から上昇しました。一方で、物価上昇率は鈍い状況が続いています。また、政治リスクが再燃（ドイツ連邦議会選挙結果、カタルーニャ地方の独立投票、オーストリア下院選挙。その他、来年春に予定されているイタリア選挙等）したことや欧州中央銀行（ECB）による金融政策動向に注目が集まっていることから様子見ムードが続いています。

日本については、外国人投資家によって連日の買いが入り、日経平均株価は史上初の16連騰となる局面がみられました。衆議院選挙に注目が集まる中でアベノミクス継続への期待感が追い風となり、日経平均株価は22,000円を超える水準まで上昇しました。（日経平均株価は前月末比+8.13%）。

### 各国の株価指数の推移



（出所）ブルームバーグのデータを基にSBIアセットマネジメントが作成  
※データ期間：2017年4月28日～2017年10月31日  
※2017年4月28日を100として指数化



- 10月の運用環境 -

今後の注目点は、海外は欧米の物価動向を注視している米連邦準備制度理事会（FRB）とECBの金融政策動向、国内ではアベノミクス期待がどこまで継続するのかという点です。経済成長率は緩やかであることから、金融政策の正常化も緩やかなペースとなり、底堅く推移するものと想定されます。

10月の上昇・下落の主な要因は以下の通りです。

	安定型	積極型
プラス寄与	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 日本大型株式</li><li>✓ 為替（円安・ドル高）</li><li>✓ 先進国（除く日本）大型株式</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 日本大型株式</li><li>✓ 為替（円安・ドル高）</li><li>✓ 先進国（除く日本）大型株式</li></ul>
マイナス寄与	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ヘッジファンド（ヘッジあり）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 特になし</li></ul>

#### 今後の運用方針

今後の見通しについて、前月からの投資スタンスに大きな変化はありません。資産配分は前月の方針を維持します。株式市場は緩やかな上昇を見込んでおり、配分は基本投資比率で組入れを維持します。債券市場はやや軟調に推移すると予想しているため、日本債券、グローバル債券、先進国（除く米国）債券、新興国債券の配分を若干減少させる方針です。



## -コラム-

### 改正銀行法がもたらす未来のサービス

今回のコラムでは、近年2年連続で改正された銀行法をご紹介します。「銀行法」と聞くと私たちの生活から縁遠いものを感じられる方も多いかもしれませんが、近年の改正の動きは、“フィンテック（FinTech）”技術の普及とともに将来の私たちの生活を大きく変えるきっかけになるかもしれません。

2016年5月に成立した改正銀行法（2017年4月施行）は、金融グループを巡る環境変化、IT(情報技術)の急速な進展等を踏まえた制度面での手当を行うことを目的に改正されました。その中で、「ITの進展に伴う技術革新への対応」として、「金融関連IT企業への出資の柔軟化」が図られました。具体的には、銀行等の議決権保有規制、いわゆる「5%ルール」※の撤廃によって銀行がフィンテック企業を子会社化することが可能となりました。

※従来は、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないよう、銀行又はその子会社は合算して、国内の一般事業会社の議決権の5%を超えて取得、又は保有することが禁止されていました。

さらに2017年5月に成立した銀行法（2018年施行予定）では、フィンテック（金融×IT）の動きが世界的規模で加速するなか、利用者保護を確保しつつ、金融機関とフィンテック企業とのオープン・イノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度的枠組みを整備するために改正案が出されました。こちらは、APIの公開がテーマになりました。

APIとは、Application Programming Interfaceの略であり、金融機関やクレジットカード会社のシステムに接続するための仕様のことを言います。APIを通じた連携により、フィンテック事業者は、金融機関やクレジットカード会社と“安全に”連携してサービスを提供できるようになるのです。

このように改正銀行法を通じて、金融機関に対しては2018年春からオープンAPI公開の努力義務が課される一方、銀行システムに接続する企業に対しては登録制が導入されました。銀行とフィンテック企業の協業を促し、利便性の高い金融サービスが生まれる下地を作ることが狙いです。





## -コラム-

これらの環境変化を背景に、金融大手は有望なIT企業と組み、フィンテックへの取り組みを加速しています。

今年9月29日に東証マザーズに新規上場した株式会社マネーフォワードは、このような取り組みの代表例と言えるでしょう。個人の自動家計簿・資産管理サービス（以下「PFM」）や法人向けクラウド会計サービスを提供している同社は、API連携サービスを利用し、接続先の金融機関を拡大しています。

また、クラウド会計ソフトを提供するFree株式会社は、今年5月に三菱東京UFJ銀行の法人向けインターネットバンキングとのAPI連携を利用した振込機能の提供をスタートさせています。これにより「クラウド会計ソフトfree」上から三菱東京UFJ銀行の「BizSTATION」への振込申請がワンクリックで完結できるようになりました。その他、フィンテックを活用した金融機関との協業ビジネスモデル事例は、下記のようなものがあります。

分野	サービス内容
管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家計簿、PFM、会計など</li> </ul> 例) Personal Financial Management(PFM)：個人の口座情報を登録すると、残高情報などを自動で取得して一覧できるサービスを提供する。
支払い・受け取り	決済、送金（国内・国際）、割り勘サービスなど
調達・融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査・与信、ローン、クラウドファンディングなど</li> </ul> 例) 審査：ECサイトの購入履歴など、これまでの審査では用いられてこなかった情報を活用しビッグデータ分析をすることで、より詳細な審査を行う。
運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロボ・アドバイザー、保険料見積もりの最適化など</li> </ul> 例) ロボ・アドバイザー：AIを利用して、最適な運用プランを提案する。

さらに、10月13日の日本経済新聞では、金融庁がフィンテックの普及を目指し、関連法を再編して新法を作ると報道されました。決済や送金などの業務を1つの法律で規制・監督し、銀行とインターネット事業者らが同じ土俵でサービスを競えるようにするのが目的とみられます。

現在、国内ではマネーフォワードやFreeなどの管理サービスが先行していますが、今後は割り勘サービスやロボ・アドバイザーサービスなど新しいサービスの普及も見込まれます。フィンテック企業は収益性などの課題もありますが、API公開と法整備を背景に、新しい企業やサービスの誕生による株式市場の活性化も期待したいと思います。

以上



## 基準価額の変動要因

本ファンドは、投資信託証券への投資を通じて国内外の有価証券等を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替変動リスクもあります。したがって、本ファンドは投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

## 主な変動要因

資産配分リスク	資産配分リスクとは、複数資産への投資（資産配分）を行った場合に、投資成果の悪い資産への配分が大きかったため、投資全体の成果も悪くってしまうリスクをいいます。本ファンドは、投資対象ファンドへの投資を通じてわが国及び海外株式・債券・オルタナティブ資産（ヘッジファンド・コモディティ、リート（不動産投資信託））等、さまざまな資産クラスの金融商品に投資を行います。投資比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数の資産の価値が同時に下落した場合、本ファンドの基準価額はより大きく影響を受け損失を被ることがあります。
株価変動リスク	一般に株価は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、投資対象ファンドが組入れる株式の価格が変動し、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
為替変動リスク	為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して価格が変動します。また、債券価格は金利変動による影響を受け、一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。これらの影響により債券の価格が変動した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
リート（不動産投資信託）の価格変動リスク	一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
ヘッジファンドに投資するリスク	一般にヘッジファンドは、運用会社が独自の運用手法によって株式、債券等の有価証券及び各種派生商品（デリバティブ）等へ投資を行います。デリバティブ取引は、取引の相手方（カウンターパーティ）の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できずに損失を被る可能性や、種類によっては原資産の価格変動以上に価格が変動する可能性、取引を決済する場合に理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなる可能性や反対売買そのものができなくなる可能性等があり、その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、運用者の運用能力に大きく依存する場合があります。市場の動向にかかわらず損失が発生する可能性があります。
コモディティ投資リスク	一般にコモディティ価格は商品の需給や金利変動、天候、景気、農業生産、政治・経済情勢及び政策等の影響を受け変動します。これらにより、本ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。
カントリーリスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、当該リスクが高くなります。
信用リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被る可能性があります。また、金融商品等の取引相手方にデフォルト（債務不履行）が生じた場合等、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。
流動性リスク	投資対象ファンドが組入れる金融商品等の市場規模が小さく取引量が限られる場合などには、機動的に売買できない可能性があります。また、保有する金融商品等が期待された価格で処分できず、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

## その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払い戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

## リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。



## お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して7営業日目以降のお支払いとなります。
購 入・換 金 申 込 受 付 不 可 日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みは受け付けしないものとします。 ニューヨークの証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、 シカゴマーカンタイル取引所の休業日、ニューヨークの商業銀行の休業日、 ロンドンの商業銀行の休業日
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時までに販売会社が受けた分を当日のお申込みとします。 なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、 購入・換金(解約)の申込の受付を中止すること及びすでに受けた購入・換金(解約)の申込の 受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日:平成26年12月11日(木))
繰 上 償 還	次の場合等には、信託期間を繰り上げて償還となる場合があります。 ・各ファンドについて、ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社 までお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	各ファンドとも信託金の限度額は5,000億円です。
公 告	委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運 用 報 告 書	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社より交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。



## ファンドの費用

### ● 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に <b>3.24% (税込)</b> を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して <b>0.1%</b> を乗じて得た額を、ご換金(解約)時にご負担いただきます。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

### ● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に <b>年1.35% (税抜: 年1.25%)</b> を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。			
		My-ラップ(安定型)	My-ラップ(積極型)	
	運用管理費用(信託報酬)	年1.35% (税抜: 年1.25%)	信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	内 訳	委託会社	年0.567% (税抜: 年0.525%)	ファンドの運用、基準価額の算出、ディスクロージャー等の対価
		販売会社	年0.756% (税抜: 年0.7%)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
受託会社		年0.027% (税抜: 年0.025%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
各ファンドの投資対象ファンドの信託報酬 <sup>※1</sup>	0.361%	0.434%	投資対象とする投資信託証券の管理報酬等	
実質的な負担(概算値) <sup>※2</sup>	1.711%	1.784%	-	
その他の費用及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。			

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ファンドの関係法人

委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会 / 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会 (信託財産の運用指図、投資信託説明書(目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。)
投資顧問(助言)	モーニングスター・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第1106号 加入協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (ファンド財産の保管・管理等を行います。)

●本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。●本資料中のグラフ、数値等は作成時点のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。●投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。●投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。●ご購入の際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。